

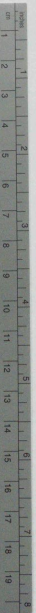
稽德編

三十一

決疑檢書冊



280
7
1A-21



Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C Y M



明治十九年
四月
點查章

和 33.7.30
36270

A230
7
1A-21

海也 山侯葛章の篇とてつてて
文王以後妃葛布と作らるる
之の易くはるるを知らず
初女戯と云ふ蔵蒲の事
師ゆり半玉と云ふ事
又男子初やて馬矢と云ふ

女子初より蔵尼と云ふ自然の性今若草の
海を因て后妃の后妃なるを知り又皇國門の
教へなきと懐くをり土俵書神言序
下同

一 天治元年四月侍の秦風英多の篇若草
殉葬乃神と云ふ及く石之智のの我秘葬
俗の風俗なる事と知り又其篇中穴玉臨て
喘くとして輝のの文義と交り志嘆慨して
止まらず後寛文元年閏八月侯自ら家臣乃
殉葬と云せり又同三年 台命わけて天下の

殉死を葬ふは世錦合ひまふは屋所温なり
のて右乃福ををりとて

一 或曰改元寛文の凶禍何り候是をきくは我
殿ふ世りあるを知られも福ふ先を云はを
及ばず是は儀と漏まはぬふ年その由ある所を
おきて深くむ昔氣舞経をり中今も世
今かく昔氣も御暢まは候朝儀の篇とて所
一と初のことと

一 侯典を好む者ふ侍史とて書を授けり

是を以て志樂のり俗あるて功ひ其れ以て速に書
を掩りて其て婦志の色なく誠心を以てわら
り一夕夢と信のの如く例の志世一りと奉て
是を答む候りこれハ其の秘昔久我を以て
一丈といはれ乃流を流く通解を以て
者付と云ふあると乃ハ續くと一四心不離字
當朝心と生せんや其天地の他と云はれと云ふて
學の法と云ふ其れハ昔書と樂の時に俗
客を以て其れハ其のりと云ふて其れハ其のり

心中書を忘る可わらざる所ハ越橋の曾とん
誠実わらひいふ心そわらわら視連を
見えハ聞けとも聞え方との之品向を以て
新ハ其のり可かり智ハ其のり飛速智と
トと云ふ志思ししと云ふ

一 寛文九年四月候致仕其同十年四月 台命と
更しく金律ありて其方と總長一と候と保
其是是年本朝通遣成弘文之壬子自三席の
草稿を以て 普府より其の席中各酒類積成

忠清河記畫後志秋福系房德守正別久母大和
守唐之土危但馬守教志より水井守春より高庸
乃在記一載以是より於て菅府の諸老相檄
と合津小郡一席と附て候乃拾掇と文く
候中兼實治通鑑諸席の例と考（一）我と新
表（一）一宮とと糾酌（一）是より考

一寛文十年會津乃士人宅地也や靈芝と云ふ
大石也是と傳多ふ物なり七寸計り小なりとあり
二三寸計り（一）是より考（一）漆の（一）と（一）紙（一）等（一）て

石の如く老長に依て賢後ふと云ふ上下もふ表
瑞なりと之を同十二年夏候會津に在て通理
綱目乃傳と云く（一）後漢安帝元初六年豫
章小芝草生其土の文と尚也（一）註曰大守劉
祇を（一）と欲（一）て人唐控ふ同（一）標（一）曰
今外戚豪盛君道微弱より（一）ん（一）家瑞（一）ん（一）也
祇乃正と傳仕乃者候の言不忤（一）ん（一）と傳りに
候つり（一）是と德多海（一）の（一）色（一）伝（一）ひ（一）氣（一）和（一）そ
曰奇分（一）計（一）是を抄（一）也（一）と且曰誠（一）ふ（一）と

史學は多岐岐のゆゑに情文あはれん人をも
以て之を敬まんや又叶時侯本朝の神道を
好むるそふ能く其説を著すの中にも其の神
秘幽妙の事と云く是を輔はるるそふ能く
祇の位成説く凡通鑑綱目載多事をも以て神
と云ふるその説候をもよく其像の色なり
又政造の事よ及く其事柄の事なり

一
一 倭或曰通鑑綱目を國史後漢の明帝永平九年
小大有年と書きを尹氏受て春秋公羊注に

祥と記すは綱目史記をもふ記すとも又曰明帝世
叶君往注爾汝の修奉天人文感を承有年
の意と云ふり侯曰春秋十二公獨り桓公三年有
年と書くは宣公十六年大十二年と書くは皆て災
と云ふ強明復何川胡安忠の春秋傳と有年と
以て異之とい是春秋の本旨之綱目法と春秋
取違ひ候ふ尹氏をよむて何ぞ得違ふなり
按年々有年明帝使と云ふは其の佛道と
求の事書及ひ少つと云ふは其の佛道と云ふ

今やむらりて天下後世の禍と流とを凶莫何を
以てんそふ如く人も凶莫を乃方取乃常ふ
及ま是異とらる重之世若林の深意平氏從正
信よりふんく天と

一 侯通體綱目海解と能く曰吾儂年ふむて成玉
と同く世若林大初なり今解ふむて不詳と今以
今稍く後漢の篇ふむり生衣若一之風ときて
終く誠不幸也や爾ふ後て主要と扱きと海と
一より曰吾子孫若林書と儂人と歎きふむらハ

六世拔萃と讀也と是もて事と之と又取ふ是と
源せむと周の威烈王乃二十三年より後漢
の桓帝延熹九年少むて為作りて止むと後
の漢端復揮まらるる

一 爰有公乃世方乃迎京後丹後も及い魔下乃
士二三人或ハ皇流或は逃放せらる世数ハ暴虎
乃著もきてとの之は世若林て死刑小ねらる
り或は三年或は五年何ハ刑と若らるの
運ま不事りして今もふむらるる免

それ方より中世と疾用く 幕下の刑法
甚度受主へ 孟子の云く 小人を教ふ
志之よりこれなり

一 候中よりハ飢饉を救ふ急謀なりんを以て
今後人々金銭を以て日月とてハ時窮
俄の乏弊を以て救ふ及ぶ所と知ざる
このよしを以てかりて之を 好む事 輒
の中ハ辨矣より早く斗鉢乃水と以て之を
活人西江の水と激して迎ふとくも吾既ハ拉復

ぞん人の語を録せしむる也

一 山崎闇斎一夕晨り侍る候而て曰牛乳殺し
漳ふ豊の理め 闇斎答を曰主豊部小
室の時付に漳完迄なり 爰曰世説吾國より
知事なり 然れども 只是のよしを以て吾を以て
宜宜威を以るよりある中と 闇斎答を願て
曰吾も試み是を校之 若しを校へば 吾も
早速の上まへ 其即以是を校へ 通る候
と云ふなり 説付朱子論 義の中より云々なり

侯の義と由合は思ふ所を以て國齋を
治すは侯不遠矣深く是を嘆息す

一 侯閑居乃日侍史とて朱子語類を讀み
是と語陸氏或は之を我主と合する侍史
命を以て之をハ世處歎ひあり思ふは是朱子
未定之の兒の抑記者乃誤る。思ふは這理の如
かり疑ひしは是朱子之紙とて布て始りて
後を以て之を後刻とて朱子語類を
以て未定之の流とて後朱の流とて朱

して居る其の如き所あり

一 寛文十二年壬子十月癸亥夜病りて十一月十八日

薨る。此より一月を以て之を通澁侯目五以元
氏之唐澁と傳せしむ。又山崎闇斎とて毎朔
追思祭を海解せしむ。且側聽の如く評して
之を義と評論せしむ。三月六日外内より於て其を
して延奉大極の流と傳し其を以て朱子
語類と讀し。毎日夜海學と勸む。其の如し
一 侯の二孫十二日。後坊劇とて其の如く。其の如く

但して曰昔疾の病なりを以て事替ふ所けり
人の心を必^レ運^レ惜^レまらざる道と云く日^レ使
むら^レく^レそとせむ

一 通^レ滎^レ固^レ周^レ趙^レ相^レ氏^レの^レ望^レを^レ得^レり^レ秦^レ王^レ十^レ六^レ城^レを
そと^レ人^レの^レ望^レを^レ趙^レ王^レの^レ望^レを^レ得^レり^レと^レ欲^レを^レれ
と^レ秦^レの^レ望^レを^レ畏^レる^レ是^レと^レ云^レふ^レ人^レと^レ欲^レを^レ得^レる^レ
又^レ欲^レを^レ得^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ蘭^レ相^レ如^レの^レ曰^レ臣^レ敢^レて^レ六^レ城^レを^レ献^レ
奉^レして^レ付^レ人^レ城^レ入^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ
王^レを^レ得^レる^レ人^レ相^レ如^レ秦^レを^レ得^レて^レ既^レに^レ望^レを^レ得^レる^レ人^レを^レ秦^レ王

乃^レ城^レを^レ得^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ
從^レ者^レと^レ云^レふ^レて^レ是^レを^レ得^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ
又^レ曰^レ秦^レ王^レ趙^レ王^レと^レ云^レふ^レに^レ相^レ如^レの^レ曰^レ臣^レ敢^レて^レ六^レ城^レを^レ献^レ
少^レく^レも^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ人^レの^レ望^レを^レ得^レる^レ
且^レ臣^レ敢^レて^レ秦^レ王^レと^レ趙^レ王^レと^レ云^レふ^レに^レ相^レ如^レの^レ曰^レ臣^レ敢^レて^レ六^レ城^レを^レ献^レ
湯^レと^レ云^レふ^レに^レ秦^レ王^レと^レ趙^レ王^レと^レ云^レふ^レに^レ相^レ如^レの^レ曰^レ臣^レ敢^レて^レ六^レ城^レを^レ献^レ
報^レひ^レぬ^レ秦^レ王^レと^レ趙^レ王^レと^レ云^レふ^レに^レ相^レ如^レの^レ曰^レ臣^レ敢^レて^レ六^レ城^レを^レ献^レ
相^レ如^レ曰^レ又^レ歩^レの内^レ臣^レと^レ云^レふ^レに^レ相^レ如^レの^レ曰^レ臣^レ敢^レて^レ六^レ城^レを^レ献^レ

事と爲ん左右お如とせんと欲しお如目にて
是を在夫乃右皆靡く奏ふ主乃其を釋つ處と
やむ奏終ふ猶ふか方事わんは猶人亦嘗
是を備とて夫奏敢く動り初まゆ楊子の
曰古の智者少ひて大少事少ふは幣を以て
かひくして老るるものと爲るるものなり乃むと
すて是を避ふよむ況や一臣を以て是をわくすは
可なり相如の計より少ふかて少分を以て死
少くと欲する義と云くやと事とやとと云ふ

主臣を以て猶ふゆふ及て又何の益を也
澠池の今もむてけ主老るるの又云一臣の如
と可なりおめ國の御相なり萬葉の忌を被
んてひく老るるの漏む主智常又主もふた
主猶奉とて散く思連は付歎而を以て是よ
濊人と欲を宣孔子乃所謂暴虎馮河一死
して悔ひなきもの候曰大なりふ楊子の評
吾如く切とすは常の最後は乃その之と日
不乃流不於て何事と云くは其も是は乃楊

子却て以當と傷之を以て其度量の狭く
識見の乏しきを以ての事一識は儒の偏なる
なり

一 倭侍臣の事一は文代の馮道と云ふの如
普庵周四代世と云ふは十一と云ふ歴代古書に
其の吾元と云ふは倭使の巧み人なりて其の
如く其人は何も其事なりと云ふ

一 侍臣某の次ては昔相智日向信長と對
て及逆の志ありて其の事家老二三事と云

是と儀を嘗て及は意用なりといふは後記に
な馬助と云て是と儀もなる助を亦云ふは其
日向中ハ先帝ふ某二三事と云儀は其の事
然るに吾志ありて然る儀は汝一言して
決断せしむる方なりと云ふ也な馬助ハ古
語ハ天智地智我智人智と云り然る二三
事といふは其の事ハ止しと云ふも信長と云ふ
事必定に然る事ありて其の事ハ汝ハ彼ハ
先んやと云ふは其の方より其の事ハ其の事

兵を起して進み候へり申す所は日向赤松志
定れり尚ほの人皆在馬物と言ふ事と云く其後
より其意を論じて國政ひくたる物ハ不慮石炭の
臣之と云ふ也何ぞ己の事未だ申さず返還せ
以て其の理の人も後を以て其意を論じて其
云ふ事と云ふ事か何ぞ後を乃利害を計りて
惜み候て是を云ふもの世乃人皆其意
上は其意を論じて其意を論じて其意を論じて其
世

一 昔日

東照宮安返書カシテ 頼宣君ノ屬臣ニ後
土井大炊ノ下ノ書カシテ云フ
上意ハ頼宣年少ナリ若海飯乃心を以て其速
汝ノ云ハ一書一ののりあり時ニ其意を紙の
罰文ハの世を以て其意を論じて其意を論じて其
以て其意を論じて其意を論じて其意を論じて其
其意を論じて其意を論じて其意を論じて其意を論じて其
申す所ハ一及心あり其意を論じて其意を論じて其

少くも人々をいんせきせしむるべし
後く我ひ死んば何ぞ我君をかく罪人として
是と評人も一紙の罰文を承るべし
中書録

東照宮を因りて忠を感し
後世のいんせきせしむるべし
惜ふ末後の一言を承りて死んば是を
理ふべし
即座に自殺せしむるべし

いんせきせしむるべし
可なりと申され

一 列侯の中一旦も寺院を廢し沙門を逐ふあり
是をいんせきせしむるべし
是と評人も一紙の罰文を承るべし
一 時ふ是を廢却する所を承りて沙門を逐ふあり
是と評人も一紙の罰文を承るべし
地を後にもそのわりを向ふべし
宣旨を承るべし

或々新地或々連年 彦成々寺伯羅わをて
是をを廢追まふ所を漸次不負教を滅まへ
以良行をんと

一 元老執政及び以て身入台恩の辱事事柄所不
族の身も能く是を謝を度中より八因乃
わくわくをを忘れる所を右志勅を中を
是んまあ之くは上侯の詞常めめ部

一 明暦三年正月江戸大火あり御城及び諸屋
庶の家多く焼亡氏海等乃御所を又悉く焼

矣一采教出乃とくやて三火久く猶火

公義の諸老お淑く二人より中身人主を都て
是を滅たは度白今市屋悉く大火より金
之而也矣今又人主を召きも洋園窮せん燈
酒と市の中御一大会乃粒米火い事消へ天
今人々を本倉上運一自力をかく有りて
火を消し米を腐り中より西道と許六院人
まを以集りて是を而くは火自く消ん是餓を
少き一火を消の良策を人より其れ是を

皆心と感一果一了てまふ後下り

一 侯曰凡名言と云ふ乃多く之より能く言物と
見えたり華仲舒漢の大儒之言多しと
之をも終て宋儒の言より其の言付不習道
の大原天よりおつ又曰て我を以てて其利と
謀り以て之を以てて其利を以てて其利と
二 侯の言なり

一 侯属称せり人欲之甘あはれと誠を徳山の徳
言かり

一 或曰侍臣の者不終て一嘗用く松平雲州、
家有り佳例なり毎歳正月具之乃條と家
中へ授之んと其の時厨中少許に條と條と
甚多し是ふ於て家中の男女之厨内に入る
者も之に是を取て歸り去るを状乎其事、
如く是ハ禮害を多し不似たりと之を在家乃
巡風あり凡人之する上の利と下を施せば之を
一若くより取て上より下へ之を暴之
雲召る家乃くせし風俗乃其なる事なり

一 野原下鍛城外ハ台命ハ何リテ放鷹ノ地ト
賜リ付ル鍛ノ城ニナリ 故ノ江戸ノ旗本法士
牙ノ獲ル時ハ城中幕家ノ人トシ常備放
鷹ノ地ハ入ル多クシテ故地ニ放鷹ノ回所ト
守ルニ出テ波ノ人トシめスリテ故地ニ幕家
者リ城中乃シ諸士ニ命付テ大ノ思ハリテ是ノ研人ト
欲スルノ企テアリシ故地場トシテ是ノを守テ
是ノ江戸ノ幕家ノ遠ノ所置テ乞ヒルレ度
トシテハ此レ細クアリシ若シ大ノ防衛ヲ備ヘバ

トテ何ト思ハリテ子供乃シ命付トシ回リテ
ナリ是ノ長子怪テ幕家ノ内事ハナクシテ是ノ為
ニテ是ノ一ニ是レ故地ヲ守ルニ是レ幕家ノ命付テ是ノ故
地ニ是ノ一ニ是レ故地ノ本トシ波ノ人トシテ是ノを
或シテハ是ノ故地ノ本トシ思ハリテ是ノ故地ノ本トシ
使シテハ城中ノ本トシテハ若シ思ハリテ是ノ故地ノ本トシ
昔ノ幕家ノ遠ノ幕家ノ命付テハ是ノ故地ノ本トシ
幕家ノ命付テ是ノ故地ノ本トシ是ノ故地ノ本トシ
世ノ命付テハ是ノ故地ノ本トシ是ノ故地ノ本トシ

此一丁子儀のありし城の中を以て其処入
こゝ上より陳謝せしと考ふるに故習乃
遠遊と頼むも又子他に依りて是れ其の
遂ふ子他と之のありし後何事もあら
しと收められし也

一 友有公弘文子子即其の日本朝通譯を編輯
せしむ永井何嘗て其を以てし其後其子子
收められし編輯しし其子子子子子子子子
と云く其子子子子子子子子子子子子子子

一 一丁子儀のありし城の中を以て其処入
こゝ上より陳謝せしと考ふるに故習乃
遠遊と頼むも又子他に依りて是れ其の
遂ふ子他と之のありし後何事もあら
しと收められし也

一 友有公弘文子子即其の日本朝通譯を編輯
せしむ永井何嘗て其を以てし其後其子子
收められし編輯しし其子子子子子子子子
と云く其子子子子子子子子子子子子子子

一 友有公弘文子子即其の日本朝通譯を編輯
せしむ永井何嘗て其を以てし其後其子子
收められし編輯しし其子子子子子子子子
と云く其子子子子子子子子子子子子子子

公より人となりて是を體考の仁事と云ふ。今その向のありしをうし汝能勉めよと

一 侯井信老乃臣友より^上以張華を^上た^上人^上つて是を袖や^上来て我^上を^上贈る^上我^上を^上稱せよ是を^上面^上部^上より^上誰^上そ^上以^上乃^上存^上益^上を^上度^上不^上得^上也乃^上あり^上や^上度^上を^上入^上て^上人^上皆^上我^上を^上更^上く^上へ^上る^上を^上知^上る^上所^上を^上我^上を^上試^上む^上の^上部^上今^上存^上の^上更^上く^上何^上事^上と^上喜^上ぶ^上所^上不^上得^上也^上是^上を^上稱^上す^上也

主人^上若^上て^上度^上の^上意^上口^上今^上より^上ま^上り^上と^上換^上す^上也^上と^上

一 水^上元^上相^上公^上と^上性^上を^上論^上せ^上し^上て^上明^上相^上公^上而^上性^上忠^上の^上説^上を^上より^上終^上と^上然^上なり^上度^上の^上因^上以^上謂^上夫^上性^上善^上諸^上賢^上乃^上後^上と^上也^上相^上公^上明^上敏^上より^上之^上を^上唯^上存^上と^上ハ^上先^上賢^上の^上成^上路^上不^上據^上て^上二^上丈^上と^上り^上て^上了^上是^上異^上見^上と^上言^上事^上より^上れ^上と

一 常^上少^上奇^上方^上良^上藥^上と^上り^上て^上爾^上の^上明^上敏^上と^上連^上侍^上醫^上と^上り^上て^上或^上け^上九^上藥^上散^上藥^上又^上と^上傳^上葉^上膏^上葉^上皆

丈夫調心せしつゝ其を庫内より取り
病患の者多く是を望み取し可成候と拘りて
是所より人奪りて是を賜ふべしと毒心の
なり

一寛文十年庚戌夏侯政仕の後玉服より金庫
城より其の結反法獄乃女と云ふと欲して古
之断案乃書と候一此是を以て偶村屋中の
一院の僧と云ふと云へりて河院の僧と判んと云ふ
河院の僧と危急を自なく早速彼の丹を奪ひて

是を抄り彼僧に怒りて女と云ふ明も彼僧目
に女と云ふに云ひ張るに於て河院の僧と云ふ
明の云ふと云ひ云ふ自ら云ひ己の答と云
述ふに罪非不依又役人を示断案より死刑を
以て世人に候と云ふと云ひてを悟と云ふ
つて罪を教へて是を教へ批りて是を
去りては御道一人お渡りて若無の君
あうり世に我何と云ふ死を死に人獄と云ふ死を
おて一生を好りて是を云ひ河の侯吏と云

まねりハハ僧より樹ハ大抵僧法を云々是成法
して可之教生まふ戒の才一より一虫の命をも
殺さざるを誓ひ汝や人とや僧より其の母と樹と
併て人と教えんハ其怒む一 日こそ其母よ
智く死さるるとや最惜むふさハ

一 會津の諸侯人罪惡を鞠問多の 早書或百兆
或は數百兆其後ハ徳及人法其の評と載せり
江戸の爲哉ハ違ふ處近臣の主の事一ハ是と譯し
之ハ圓法ハ疑ふ所あるを紙とて一ハ付ハ先ッ

一 一より一より再ハ其を鞠ふ及く即めふ是を法ハ
若疑ハ有ると乃 會津の役人其命一ハ其を
鞠問せりむふ果一ハ其の是乃如 中
役人其の及ハ所ハ何ハ其の教ハ亦ハ其之
ハ

一 孔子の佐ハ君子乃 君ハ事ハ古述テ公忠を以
てん事と思ハ退テけ過を補んんと云々
と爲作一ハ其怒を匡救ハ其事一ハ二時云
の事と君ハ其ハ其ハ其ハ 是ハ其西山の法之

忠孝の臣節のこゝろをいふ人ありて
神くそを稱讃せし家

一
彦成の事不詳なりと云ふは神道中片後の句に
今時の文句と云ふは矣なり中華の書に漢を
よめ是を見くは若くは漢をいはずはれと
我朝上古の文字かゝのこゝろなるの因て白
易の大畜爻の辭不積家の身と程は是を解す
以て刑法を修めて民愚自ずむの義を
明くし程を明やくと曉り也云々 此文句の如きも

又若くは漢をいはずはるゝ若くは漢の如解
は是を誰の是と道せんや漢の如くは昔もあふ
本朝神道成りてその人の程朱の才を以ては猶奥
と愛ゆ^文我と解釋せしは道ははるはて
世より道人呼ばるなり

一
候ふより聰明なりと且氣より盛む亦佛
の書とや漢專ら心と漢洛國國のそのを漢の
工更りよ積ては後本朝の神道と云川惟之よ
そしてと部の契秘と云ふなり 惟之よ令ふ毎り

若干乃工史也若くは指し移るは指し移り
居りては惟之^異其^異神なく然りてとるは
の^異なり

一 或夜産事よ^異し

天照太神素戔嗚尊の尊乃^異は之の血を指し移て罪を
贖じむは^異事し^異也凡そ素戔嗚尊の罪思一
ふ^異は^異中

太神即田^異成^異作^異は^異所^異素戔嗚尊^異春^異は^異權^異是^異播^異是^異
權^異を^異群^異と^異り^異秋^異と^異は^異放^異て^異田^異中^異に^異依^異む

是む罪思乃^異甚き^異との^異なり^異故^異ふ^異は^異之^異の^異血^異を^異指^異て
是^異を^異贖^異じ^異む^異ふ^異む^異は^異史^異辭^異乃^異家^異に^異於^異る^異名^異を^異教^異
ふ^異ん^異と^異欲^異ま^異る^異の^異あ^異ま^異し^異ひ^異於^異れ^異も^異家^異に^異は^異れ^異ふ^異
冠^異ま^異る^異の^異故^異ふ^異罪^異天子^異に^異及^異て^異是^異を^異有^異罪^異ふ^異
對^異て^異親^異を^異以^異て^異周公^異乃^異管^異蔡^異ふ^異於^異る^異也^異管^異蔡^異ふ^異
周^異乃^異天^異下^異と^異亂^異ん^異と^異欲^異ふ^異ふ^異是^異を^異謀^異は^異史^異食^異ハ
民^異の^異天^異と^異る^異而^異之^異稼^異穡^異と^異害^異ま^異る^異との^異ハ^異天^異下^異の^異罪
人^異なり

太神の^異子^異蓋^異咎^異と^異思^異り^異周公^異乃^異管^異蔡^異と^異謀^異ま^異る

主一也

一 或人度ふ語りたるハ友醫其常ノ逸豫と好みて
是ノ樂途とむくす是れゆゑハ中とあり
と進も後もきりハ聖人もの少シ且飢飢も其ハ
飢も人也と言も亦言釋云クハ醫醫也此ハ醫也
るんやと

一 易傳ハ不増君子の考るも世俗のまづの所ニ
世俗のまづも亦付君子の徳も亦まづ度世俗を
福度也

一 度常ノ道義乃誰と好みて是を崇む時ハ俗も
来りて敬ふより一言一動も義不及マハ思惟と後
して何の侍たり者哉是を後り或ハ是と怒り
思ふも其のとき人と申も進も後を解して
申されハ汝ら其れとく人と云てハ何を以て
申ふらんやと終不怠惰の色あり

一 後申されハ昔儒の教ハ仁と後ハ則仁者と
後ハ則孝心と後弟則忠教と後ハ則教
後ハ則教の心と後ハ則仁義の心と一國

之を度とすしついでいづ 徳厚ふ福とんと歎くや
此序をまへつ何ぞ備へたるや同ふせんや

一 又曰木石の罪何ぞ深きものぞとくも教出づるが
父とまて母とまてこれ獨り成佛まとも亦何ぞ
まへんや

一 又曰凡他人の子を養ふて己の子とまては己
名をて義子とす又之父と名をて義父と云は
骨肉の分よ非よりしとも其義のあらざるま
深きまよふ候てなり之を祀せむて其感格

乃通わり凡天地乃同を理と云との骨肉乃
之親と云ふも其氣をうまてあり理も又おほふ
義子の之親をなるとも其理をうまてなり之を
亦おほふ也祀ふ感格ある可あり

一 毎年春夏乃おひし合津城外大なる川あり矣
有りてお飛石小なるもの三四寸大なるもの六七寸
子と産んと歎くして汝石をみて自らを後ふ
憂まる時ハ鱗色報とて赤一その数を字書
すまの教を方石を擇ひ其本を以て回照ふ

まゝの水底に露出^上人^上を存せし^上廣く
まじり^上の家の中まじり^上切の^上まじり^上まじり^上まじり^上まじり^上
仕^上て^上宿^上を^上向^上ひ^上網^上を^上投^上ず^上て^上是^上を^上撿^上ふ^上
ふ^上ひ^上投^上けて^上數^上百^上と^上ほ^上ふ^上人^上々^上お^上す^上ひ^上口^上論^上
多^上く^上ま^上じ^上り^上し^上て^上火^上煙^上を^上ま^上じ^上り^上時^上を^上ふ^上け^上刻^上と
ま^上じ^上り^上ま^上じ^上り^上を^上捕^上ふ^上寛^上文^上乃^上ひ^上僅^上今^上々^上日^上ま^上じ^上
捕^上ふ^上り^上な^上り^上れ^上人^上皆^上ふ^上何^上を^上特^上制^上を^上ま^上じ^上り^上
中^上と^上度^上曰^上は^上矣^上子^上と^上産^上人^上と^上歎^上く^上て^上ま^上じ^上り^上ま^上じ^上
悉^上く^上是^上を^上捕^上ふ^上を^上服^上と^上殺^上し^上物^上と^上ま^上じ^上り^上す^上是^上を

捕^上ふ^上耐^上あ^上え^上一旦^上夫^上と^上農^上人^上と^上を^上利^上を^上ま^上じ^上り^上最^上ふ
可^上なり^上又^上餘^上隙^上乃^上ち^上お^上作^上て^上里^上乃^上者^上も^上兼^上乃^上を^上ま^上
兼^上祿^上を^上水^上中^上に^上沈^上め^上時^上を^上節^上度^上細^上少^上の^上ま^上じ^上
世^上中^上に^上入^上る^上後^上を^上ま^上じ^上り^上を^上取^上る^上名^上を^上兼^上祿^上
以^上て^上産^上を^上ま^上じ^上り^上は^上是^上又^上天^上を^上殺^上する^上の^上ま^上じ^上り^上産^上或
時^上に^上ま^上じ^上り^上は^上い^上れ^上物^上と^上ま^上じ^上り^上を^上取^上る^上は^上不^上可^上と
彼^上指^上の^上物^上を^上ま^上じ^上り^上の^上物^上と^上ま^上じ^上り^上は^上是^上又^上天^上地^上の^上
物^上と^上ま^上じ^上り^上を^上兼^上祿^上を^上取^上る^上名^上を^上兼^上祿^上を^上取^上る^上物^上と^上ま^上じ^上
ま^上じ^上り^上を^上射^上て^上可^上なり^上め^上の^上ま^上じ^上り^上

是を以てして性で遊者一の方の理あんな
一或曰文會乃次下少而備足許て曰或曰橋の也を
住来する明は饑寒窮人疲瘵瘵瘵の者もそ
各乞馬の聲とあり初めを乞ふの。我心を惻
然たり再い思ふ時を哀ん漸く喜ぶ所なるの。
哀心自ら生れ哀日を理をあり又是より忘
しきりたり刑戮乃成るるより又致り初めを
哀憫の心甚切なり數の甲を以て哀を乞ふ
明は却て衷心を生れ許して住来む是皆人心

の之矣もる不有り然れ年月乃解り而も最君
操せまへありありなよ君子唐厨を意する
事ハありあり我に心と答ふ所なりと

一 家中の士老己の後を以て人となりと悲よと涙を
分けあふんとと不度白梅を乞ふる而も之を
糧とすありと中そすも而も乞ふ明ハ初め是を
乞ふなり

一 住居人として主元之、作らる侍偏院の記と
讀しあり是を乞ふ三ふ以て嘆息して言せらるる

世文吾新く、常よ 公義の城中ふり市執波
の人とて是と法一のま幸ならんやこれ
とも

一 寛文八年 喜徳丹後が今身来と豊地のみ

とひてお尋してゆきし子不執波小達ハ執波を
お解ととくと丹後言者ハ丹後井持掃部
と云て丹後言者論も掃部は是よとて曰
新のややてはまハは為せん是等の如く
少くもハ是等思より如きと云ハは是等

吾と各一家の行兵をきく急よを踏殺さん又
何の詞を丹後言者きんちとれ一果て
先を促ひしとあり

一 或る長陣法と書く長兵某ふ命一人とて
議せむ或者安ふを議して中ハ世條ハ世條ハ
一 世條ハ世條ハ長兵ハ長兵ハ
度けては陣法ハ大抵是を役する事此の如
の我君一軍門ハ臨んで是を指揮共在居
はさんと欲しととも何そ一言の思ふふ

まむらんやと彦の意属初め也
一侯の令傳を治むる及び人偏ふ布つて風俗を
正されしは天子を敬と云ふるの事也蓋孝子
矣歸ふるのハ是と彦め是も揚ふり氏庶と云く
事と云くしてたしなりしを教諭して是と彦庶民
和色し是も天子の地徳なりて塵埋塵を
さうりし計り法人の葬地を之に揚ふり志を
正しむるは俗に俗人自ら大葬の非ざるを知ら
又碑表好と云ふるの事也又令傳示すの事也

必本文を尋むの法多しと云ふも所れと
皆人而是ありの事也さし小侯の代及びて
小學乃文と彦は世理の書と彦海一聖賢を崇て
異端を排くる事と彦侯の晩年及びて深く
本朝乃神道と彦一是も卜部の奥秘と彦の
所よし是も是も及びて子孫よ運命ありて佛の
を敬ふらむむ是なりして國人始て儒礼神及
ありの事と彦て是も是も是も者多し是も松脇石
灰と彦て是も是も是も是も是も是も是も是も是も

中ものむては人と生れ人ふまされたりや
中大居士言を辨すの玉振ふて少座の之松大
名を生れ中はと附言候し宋の中より少座
を念入しとも少座を任せり中と平仰りたるを
中好友ついで中一五相を乞ふ中事の理を
ましく事通す候も中もそ方々なる所なり
中や中より今より何なり中なる中なる
中一息を最前の中なる中も中く言ひ中せし
菊社の之修矣とて中増進百之と中なり中なり

まより中と好ませ候し仁政成國中より中
路に一事数々を諸王までも備前乃芽
烈公水た義公合津の神公は云乃芽極と
千百世の中も何り中なり中なり

雨夜
煙

一
一 彦彦科の嫡流とて信州高直高直を祖
後山形中乃石と賜ひ又合津中乃石を中
乃石なる中合津は世昔之浦若菜は中乃石後
中一は後仙臺政字候也と中乃石公細川也

あり事とてを能志せし上教を以て也す付
後名を而し人ありし一のれんん六の
答ありし其答の如くは信味に覺悟に餘の仕
やう汝も前道より致すも條ありしを以て
割反多き時六法を相支ふの能き人遠光の者
幼年の法名の如く存ぬやうある者有る
十條の條より一のれんとして悉く改めたる内
服後多き其意六樹小對する其義の振舞
ふの如く味付へるに載建至玉極乃志哉

此一事 小見えたり

君臣言行録 下同

一 聖王の目付極目の役人の爲る極位を稱しては
武士ありしはとてさる者をも罪せしむる
ありし 晩年より山陰園齋と稱す文道と稱
味阿の宗源の神を付日本の道なりとて是
又言致せし其餘の民もふむるまで文物
の如く中寛文の如くは家訓と極めて毎月
部中城中を詣り江戸より一邸内を購
し和文記の如くは燈草集の如くを説

國子規

一 今津は眞別第一の功令土地、主裁の等、若
 道に教訓を施し、民間士俗の習ふ者、孝烈節の
 少なき者、若し守護の少く、此水戸
 光國公備前光政君世令津止之君、文字を以て
 賞之と稱す、ひたれを儒風、世に傳ふ、何れも也
 毎月誦せしむ、家訓に父子の事を載せ、是も人
 或人、事有り、孝道を治まらざる、
 一人の童、是も付、父母、孝、或、之、人、備、

何れ、夫れ、人、倫、の、立、所、教、何、教、戒、即、チ
 守護の制禁之方、婦、不、孝、乃、者、今、津、主、史、
 孝、付、主、師、の、名、を、れ、家、々、の、道、を、家、訓、に、付、
 書、さ、り、居、不、付、事、何、を、孝、節、人、教、元、
 十、不、行、之、乃、也、也、之、人、中、の、深、意、を、知、り、
 由、之、以、て、主、童、を、治、ま、り、と、言、く、

一 堀田流末守、大、乃、臣、友、と、居、不、行、り、
 此、所、也、代、酒、井、雅、生、以、志、居、之、父、禮、之、代、在、
 廿、五、と、云、中、堀、田、流、末、守、に、傳、授、す、大、
 角、

押切一庫倉と造りしと此後肥後等はて俗
 俗とていふとく古流とていふ解一長谷作也據
 と懸渡一馬場と指し端より周走乃致す
 と悉く先立道儒少の字聲を乃類ひの依一
 篇の事とて中居より通ひす付御座乃
 立石名水の識ありありあり本石悉く象
 石乃埋草乎掃庭中々竹松少桂をいれ
 たりその後深草を掘りて人より
 也と諸君中これ正容いまい大威ふが

接押ありしと此後乃先の之唯一を非文
 文中の執程之が存性本石をいふと奇事
 といふ人々云々人々といふ唯一を非文
 古人の心も改く我々志をいふと奇事

哲徳編卷之二十一

